

令和4年10月からの 雇用保険料率のご案内



令和4年10月から、
労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります

○令和4年10月1日～令和5年3月31日の雇用保険料率

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)		② 事業主負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率)		①+② 雇用保険料率
		労働者負担	事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

ご注意ください

- 10月からの給与計算の雇用保険料の控除額にご注意下さい。
- 給与ソフト等で計算されている場合は、給与ソフトの雇用保険料率の変更をして下さい。(変更方法は、各メーカーにご確認下さい)



令和四年十月発行

十月号

発行所

社会保険労務士法人
長崎市興善町四番二号

TEL(八三三)三九〇〇番
FAX(八三六)八七九二番

金原事務所

所報
かなはら

令和4年10月

社会保険労務士法人
金原事務所

長崎県最低賃金が改定されます!!

時間額 **853円** 32円 UP

令和4年10月8日(土)から

●適用範囲

パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、長崎県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

ただし、下記の業種については、「特定最低賃金」が適用されます。

- ・はん用機械器具、生産用機械器具製造業 …… 時間額875円
- ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 …… 時間額864円
- ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 …… 時間額875円

●最低賃金の対象とはならない賃金

以下の手当等は、最低賃金の対象となりません。

- 精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜の割増賃金、賞与、結婚手当等の臨時に支払われる賃金

厚生労働省最低賃金特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>



業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の皆さまの生産性向上に向けた取り組みを支援する助成金です!

〈厚生労働省ホームページ〉

業務改善助成金



2023年4月1日から



中小企業における

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%



(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

◆2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※)中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00～5:00)の時間帯に行わせる場合、
深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。

休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

(※)法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与することができます。

就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。金原事務所にお問い合わせ、ご相談ください。

(就業規則の記載例)

(割増賃金)

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

(1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

- ①時間外労働60時間以下……25%
- ②時間外労働60時間超……50%

(以下、略)



働き方改革推進支援助成金の活用方法(例)

「働き方改革推進支援助成金」は、働き方改革に取り組む中小企業事業主に、環境整備に必要な費用の一部を国が助成する制度です。

[活用例]

労務管理の報告業務が非効率な状況で、時間外労働時間が月60時間を超える労働者が複数名存在した

●勤怠管理システムを導入
各自の労働時間を把握し、業務を平準化

取り組みの結果、時間外労働時間が月60時間を超える者がいなくなった

●就業規則に月60時間超の割増賃金率の規定を改正

勤怠管理システム導入費用と就業規則の改正費用に、働き方改革推進支援助成金を活用

〈助成率75%〉
一定の要件を満たした場合 80%

〈上限額最大250万円〉
事業場内賃金の引き上げ等の一定の要件を満たした場合 最大490万円